

## 横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付要綱

制定 平成 31 年 3 月 29 日 健企第 257 号（局長決裁）  
最近改定 令和 4 年 5 月 25 日 健企第 20 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市の予算の範囲内において横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、福祉サービス第三者評価の受審促進と、県域で標準となる評価基準（以下、「標準基準」という。）の定着を目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

#### （1）標準基準

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）が「社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱」（以下、「推進機構要綱」という。）第 5 条第 1 項第 9 号に基づき定める評価基準をいう。

#### （2）評価機関

推進機構が推進機構要綱第 6 条第 1 項により「福祉サービス第三者評価機関認証書」の交付を行った法人等をいう。

#### （3）神奈川県等

神奈川県及び社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会をいう。

### （補助金交付対象経費）

第 3 条 この要綱において、補助金交付対象となる経費は、横浜市内で、次条に掲げる福祉サービスを実施する福祉サービス事業者が、評価機関が標準基準を用いて行う福祉サービス第三者評価を受審する際に評価機関に支払う受審料とする。ただし、受審料に係る国内消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。

2 次の各号に該当する受審料は、対象外とする。

- (1) 国立、神奈川県立又は横浜市立施設が受審する福祉サービス第三者評価の受審料
- (2) 申請のあった年度から起算して過去5年度以内に補助金の交付を受けた福祉施設が受審する福祉サービス第三者評価の受審料
- (3) 神奈川県等から補助を受ける福祉サービス第三者評価の受審料

(補助金交付対象となる福祉サービス)

第4条 補助金の対象となる福祉サービスについては、推進機構が「福祉サービス第三者評価項目及び対象サービス種別対比表」に掲げる対象サービスのうち別表1に定める福祉サービスとする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の定める範囲内で交付する。

- 2 1件当たりの交付額は対象経費と認められる額の2分の1又は30万円のいずれか少ない額とする。

ただし、百円未満の端数が生じたときにはその端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする福祉サービス事業者は、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付申請書」(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金を受けようとする福祉サービス第三者評価に係る見積書
  - (2) 補助金を受けようとする「福祉サービス第三者評価受審予定表」(第2号様式)
  - (3) 定款及び法人役員名簿又はこれに代わる書類
  - (4) 当該年度の収支予算書又はこれに代わる書類
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 補助事業等の目的及び内容
    - (2) 補助金規則第5条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類
  - 3 補助金規則第5条第1項に掲げる補助金交付申請書の提出期限は市長がその都度指定するものとする。
  - 4 市長は、申請を受けた内容について、必要に応じ、関係機関に照会を行うことができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時には、速やかに、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付決定通知書（第3号様式、以下、「交付決定通知書」という。）により、その旨を補助金の交付を申請した福祉サービス事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた時は、速やかに、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金不交付決定通知書」（第4号様式）により、その旨を補助金の交付を申請した福祉サービス事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第8条 福祉サービス事業者は、第6条第1項に基づく交付申請を取り下げるときは、市長に「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付申請取下書」（第5号様式）を提出するものとする。

2 補助金規則第9条第1項により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第9条 福祉サービス事業者は、補助金規則第14条第1項第1号の規定による実績報告として、「福祉サービス第三者評価受審に係る実績報告書」（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の対象となる福祉サービス第三者評価の受審契約に係る契約書及び領収書

(2) 補助金の対象となる福祉サービス第三者評価の評価結果報告書

(3) 「福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書①」（第7号様式）

2 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書

(2) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(補助金額の確定)

第 10 条 補助金規則第 15 条による補助金額確定の通知は、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金額確定通知書」(第 8 号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 福祉サービス事業者は、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付請求書」(第 9 号様式)(以下、「補助金請求書」という。)により市長に補助金を請求するものとする。

2 前項の請求は、前条による金額の確定後、速やかに行うものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理したときには、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた福祉サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付取消通知書」(第 10 号様式)により、当該事業者に通知するものとする。

(1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助の対象となる福祉サービス第三者評価受審後 1 年以内に市長が送付する「福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書②」(第 11 号様式)に必要事項を記入していない又は市長が定める期限までに提出しないとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金返還請求書」(第 12 号様式)により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、期限を定めて命ずるものとする。

(暴力団排除に関する取扱い)

第 14 条 市長は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。)第 8 条の規定に基づき、第 2 項から第 4 項に規定する措置を講じるものとする。

2 補助金の交付の申請をした福祉サービス事業者が次の各号のいずれかに該

当する場合には、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号の暴力団員等に該当する者があるとき
- (3) 暴排条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等

3 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた福祉サービス事業者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ補助金の申請を行う又は補助金の交付の決定を受けた福祉サービス事業者が第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。

(関係書類の整備及び保存期間)

第15条 補助金の交付を受けた福祉サービス事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間関係書類を整理し、保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

(別紙1)

## 受審料補助交付対象一覧

対象分野	対象施設
高 齢 分 野	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障 害 分 野	施設入所支援
	生活介護
	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
保 護 分 野	救護施設
	更生施設